

宮城県大気汚染緊急時対策実施要領

(目的)

- 1 この要領は、宮城県大気汚染緊急時対策要綱（以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(予報の発令等)

- 2 要綱第6条第2項に定める光化学オキシダント予報の発令期間等は別記1によるものとする。

(緊急時協力工場)

- 3 要綱第8条第1項に定める措置のうち緊急時協力工場とは、別記2に掲げる者をいう。

(削減計画書)

- 4 要綱第9条に定める削減計画書は別記様式1によるものとする。ただし、大気汚染防止法に基づくものは除く。

(調査)

- 5 要綱第10条第2項の定めにより、関係者から被害について通知があったときの受理及び調査については別記様式2によるものとする。

(周知、通報、命令に関する手続)

- 6 緊急時発令の事務手続の様式は別記様式3によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和51年6月12日から施行する。
- 2 昭和49年6月5日施行の宮城県光化学オキシダント緊急時対策実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1（第 2 条関係）

光化学オキシダント予報の発令期間等

1 予報の対象等

- (1) 光化学オキシダント予報は、当日又は翌日を対象とし、それぞれ必要に応じて行うものとする。
- (2) 前項の予報時刻は、原則として当日予報は午前 11 時までに、翌日予報は午後 6 時までにを行うものとする。

2 予報の発令期間

光化学オキシダント予報の発令を行う期間は、4 月 15 日から 9 月 30 日までの期間とする。ただし、気象条件等によりこの期間を変更することができる。

別記 2（第 3 条関係）

項 目	緊急時協力工場	所 在 地
硫 黄 酸 化 物	ENEOS(株)仙台製油所 仙台パワーステーション(株)仙台パワーステーション 日本製紙(株)石巻工場 日本製紙(株)石巻雲雀野発電所 日本製紙(株)岩沼工場 TOYO TIRE(株)仙台工場	仙台市宮城野区港 5 丁目 仙台市宮城野区港 1 丁目 石巻市南光町 2 丁目 石巻市南光町 2 丁目 岩沼市大昭和 岩沼市吹上 3 丁目
二 酸 化 窒 素	東北電力(株)新仙台火力発電所 東北電力(株)仙台火力発電所 ENEOS(株)仙台製油所 JFE スチール(株)棒線事業部仙台製造所 仙台パワーステーション(株)仙台パワーステーション 麒麟麦酒(株)仙台工場 (同)杜の都バイオマスエナジー杜の都バイオマス発電所 ソニーグループ(株)仙台テクノロジーセンター 日本製紙(株)石巻工場 日本製紙(株)石巻雲雀野発電所 (株)伊藤製鐵所石巻工場 東海カーボン(株)石巻工場 (同)石巻ひばり野バイオマスエナジー 石巻ひばり野バイオマス発電所 サッポロビール(株)仙台工場 Nebio SUPER 電力(同)Nebio 角田バイオマスパーク 日本製紙(株)岩沼工場 大昭和ユニボード(株)宮城工場 TOYO TIRE(株)仙台工場	仙台市宮城野区港 5 丁目 七ヶ浜町代々崎浜字前島 仙台市宮城野区港 5 丁目 仙台市宮城野区港 1 丁目 仙台市宮城野区港 1 丁目 仙台市宮城野区港 2 丁目 仙台市宮城野区蒲生 4 丁目 多賀城市桜木 3 丁目 石巻市南光町 2 丁目 石巻市南光町 2 丁目 石巻市重吉町 石巻市重吉町 石巻市潮見町 名取市手倉田字八幡 角田市梶賀字高畑北 岩沼市大昭和 岩沼市吹上西 岩沼市吹上 3 丁目

光化学オキシダント	ばい煙発生施設の最大排出ガス量の合計が一工場又は一事業場単位で4万m ³ N/h（湿り）以上となるばい煙発生施設を設置している者	
-----------	---	--

緊急時におけるばい煙削減計画書

月 日

宮城県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

宮城県大気汚染緊急時対策要綱第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
ばい煙の削減計画	別紙のとおり

ばい煙の削減計画書

汚染物質名：

ばい煙発生施設の種類			
ばい煙発生施設の称号			
緊急時における ばい煙の削減 計画の内容	注 意 報	原燃料の使用量 の削減率 (%)	
		汚染物質の削減率 及び根拠	
	警 報	原燃料の使用量 の削減率 (%)	
		汚染物質の削減率 及び根拠	
	重 大 警 報	原燃料の使用量 の削減率 (%)	
		汚染物質の削減率 及び根拠	
	協※ 定 注 意 報	原燃料の使用量 の削減率 (%)	
		汚染物質の削減率 及び根拠	
緊急時使用燃料備蓄量			

※ 協定注意報は 20%削減時と 50%削減時を列記すること。

大気汚染被害状況受理調査票

受付： 年 月 日 時 分 受付者：

届 出 者	学校・機関等の名称			
	住 所（所在地）			
	氏 名			
	電話・FAX番号			
1 被害発生日時	月 日 時 分 ～ 時 分			
2 被害発生場所	(1) 屋 外 (2) 室 内（窓：開・閉）（場所） (3) その他			
3 被害者の分類	(1) 乳幼児 人（男 人、女 人） (2) 小学生 人（男 人、女 人） (3) 中学生 人（男 人、女 人） (4) 高校生 人（男 人、女 人） (5) 一 般 人（男 人、女 人） (6) 合 計 人（男 人、女 人）			
4 主 要 症 状 （重複回答可）	(1) 目 ちかちか（ 人） 痛み（ 人） 涙が出る（ 人） (2) のど 痛みあり（ 人） (3) せき せきが出る（ 人） (4) たん たんが出る（ 人） (5) 息苦しさ あり（ 人） (6) めまい あり（ 人） (7) 手足のしびれ あり（ 人） (8) その他 頭痛（ 人） 吐気（ 人） 脱力感（ 人） (9) その他の特徴（具体的に）： （ 人）			
5 医 師 の 治 療	受けた 医療機関名（ ） 受けない			
6 臭 気	刺激を感じた どんな臭い（ ） なし			
7 植物等の被害	あり 種類（ ）、面積（ ） なし 不明			
8 当 日 の 気 象	(1) 天候（晴、くもり、雨） (2) 風（強、弱、やや有、無風） (3) もや（有、無）			
措 置 状 況				

別記様式 3（第 6 条関係）

1 光化学オキシダント予報発令

要綱別記 4 の系統機関及び一般、事業者等への周知

宮城県光化学オキシダント予報発令

年 月 日

次の地域では、本日 光化学オキシダントの発生が予想されますので、
明日

今後の発表に十分御注意ください。

光化学オキシダントの発生が予想される地域は、以下の地域です。

[発令地域の区分：発令区域名]

次の事項について協力願います。

(1) 一般

ア．自動車をお持ちの方は、不要不急の運転はしないように自粛してください。

(2) 事業者等

ア．緊急時協力工場及びばい煙排出者は、通常の燃料使用量を直ちに削減できるよう、準備してください。

イ．自動車の使用者等は、発令地域内における不要不急の運行を自粛するよう協力してください。

2 硫黄酸化物緊急時発令

要綱別記 4 の系統機関及び一般、事業者等への周知（重大警報時の緊急時協力工場に対する命令を除く。）

宮城県硫黄酸化物 $\left(\begin{array}{c} \text{注 意 報} \\ \text{警 報} \\ \text{重大警報} \end{array} \right)$ 発令

年 月 日

〇〇地域に、〇〇時〇〇分硫黄酸化物 $\left(\begin{array}{c} \text{注 意 報} \\ \text{警 報} \\ \text{重大警報} \end{array} \right)$ を発令しました。これは
〇〇大気測定局において、硫黄酸化物〇〇ppm が観測されたことによるものです。

次の事項について $\left(\begin{array}{c} \text{協 力} \\ \text{実 行} \end{array} \right)$ をお願いします
(勧告します)

(1) 一般

- ア．目がチカチカしたり、喉が痛くなったら、直ちに洗眼し、うがいをしてください。
- イ．一般の方は、なるべく窓を閉め、屋外に出ないようにしてください。
- ウ．学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等においては、なるべく屋外の運動をさしひかえてください。
- エ．屋外での物の燃焼はひかえてください。
- オ．被害を受けた方は、医師の手当を受けてください。また、最寄りの保健所・支所、市役所、役場などに連絡してください。

(2) 事業者等

・注意報の措置

- ア．ばい煙を排出するものは、不要不急の燃焼の自粛等によって、ばい煙の排出量を減少するよう協力してください。
- イ．緊急時協力工場は、発令時の燃料使用量の 20% 程度を削減するよう協力してください。

・警報の措置

- ア．緊急時協力工場に対して、発令時の燃料使用量の 50% 程度を削減するよう勧告します。

・重大警報の措置

- ア．ばい煙を排出するものは発令時の燃料使用量の 20% 程度の自主的削減をするよう協力してください。

3 光化学オキシダント緊急時発令

要綱別記 4 の系統機関及び一般、事業者等への周知（重大警報時の緊急時協力工場に対する命令を除く。）

宮城県光化学オキシダント
注 意 報
警 報 発令
重大警報

年 月 日

次の地域に、〇〇時〇〇分光化学オキシダント
（注 意 報
警 報
重大警報）を発令しました。

これは〇〇大気測定局において、光化学オキシダント〇〇ppm が測定されたことによるものです。

（注 意 報
警 報
重大警報）が発令された地域は以下の地域です。

[発令地域の区分：発令区域名]

次の事項について
（協 力
実 行
（勧告します））をお願いします

(1) 一般

- ア. 目がチカチカしたり、喉が痛くなったら、直ちに洗眼し、うがいをしてください。
- イ. 一般の方は、なるべく窓を閉め、屋外に出ないようにしてください。
- ウ. 学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等においては、なるべく屋外の運動をさしひかえてください。
- エ. 自動車をお持ちの方は、不要不急の運転はしないよう自粛してください。
- オ. 被害を受けた方は、医師の手当を受けてください。また、最寄りの保健所・支所、市役所、役場などに連絡してください。

(2) 事業者等

・注意報の措置

- ア. 緊急時協力工場は、発令時の燃料使用量の 20%程度を削減するよう協力してください。
- イ. ばい煙を排出するものは、不要不急の燃焼の自粛等によって、ばい煙の排出量を減少するよう協力してください。
- ウ. 自動車の使用者等は、発令地域内を通過しないよう協力してください。
- エ. 有機溶剤使用業者、石油貯蔵業者、ガソリン給油所は、その使用量の削減、給油作業の自粛等によって大気中への炭化水素類の排出を減少するよう協力してください。

・警報の措置

- ア. 緊急時協力工場に対して、発令時の燃料使用量の 40%程度を削減するよう勧告します。

・重大警報の措置

- ア. ばい煙を排出するものは発令時の燃料使用量の 20%程度の自主的削減をするよう協力してください。

4 二酸化窒素緊急時発令

要綱別記4の系統機関及び一般、事業者等への周知（重大警報時の緊急時協力工場に対する命令を除く。）

宮城県二酸化窒素 $\left(\begin{array}{c} \text{注 意 報} \\ \text{警 報} \\ \text{重大警報} \end{array} \right)$ 発令

年 月 日

〇〇地域に、〇〇時〇〇分二酸化窒素 $\left(\begin{array}{c} \text{注 意 報} \\ \text{警 報} \\ \text{重大警報} \end{array} \right)$ を発令しました。

これは〇〇大気測定局において、二酸化窒素〇〇ppm が測定されたことによるものです。

次の事項について $\left(\begin{array}{c} \text{協 力} \\ \text{実 行} \end{array} \right)$ をお願いします
(勧告します)

(1) 一般

- ア. 目がチカチカしたり、喉が痛くなったら、直ちに洗眼し、うがいをしてください。
- イ. 一般の方は、なるべく窓を閉め、屋外に出ないようにしてください。
- ウ. 学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等においては、なるべく屋外の運動をさしひかえてください。
- エ. 自動車をお持ちの方は、不要不急の運転はしないよう自粛してください。
- オ. 屋外での物の燃焼はひかえてください。
- カ. 被害を受けた方は、医師の手当を受けて下さい。また、最寄りの保健所・支所、市役所、役場などに連絡してください。

(2) 事業者等

・注意報の措置

- ア. ばい煙を排出するものは、不要不急の燃焼の自粛等によって、ばい煙の排出量を減少するよう協力してください。
- イ. 緊急時協力工場は、発令時の燃料使用量の20%程度を削減するよう協力してください。
- ウ. 自動車の使用者等は、発令地域内を通過しないよう協力してください。

・警報の措置

- ア. 緊急時協力工場に対して、発令時の燃料使用量の40%程度を削減するよう勧告します。

・重大警報の措置

- ア. ばい煙を排出するものは発令時の燃料使用量の20%程度の自主的削減をするよう協力してください。

5 硫黄酸化物協定注意報発令
緊急時協力工場への通知

年 月 日

〇〇地域に〇〇時〇〇分硫黄酸化物協定注意報を発令しました。

これは $\left(\begin{array}{l} \text{〇〇と〇〇の大気汚染測定局において硫黄酸化物} \\ \text{〇〇の大気汚染測定局において硫黄酸化物} \end{array} \right)$ の

濃度が $\left(\begin{array}{l} \text{0.15ppm 以上測定され、2 時間以上継続したからです。} \\ \text{0.2ppm 以上測定されたからです。} \\ \text{0.3ppm 以上測定されたからです。} \end{array} \right)$

よって、現在の硫黄酸化物排出量の〇〇%以上削減するよう要請します。

6 緊急時協力工場に対する排出量の削減命令

(1) 硫黄酸化物

宮城県（ ）達第 号

(住所)

(氏名)

〇〇地区の硫黄酸化物濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条第1項の規定に基づき硫黄酸化物重大警報を発令したので同条第2項の規定により、下記のとおりばい煙発生施設から排出するばい煙量の削減を命じます。

年 月 日

知 事 名

記

- 1 ばい煙発生施設の所在地
- 2 ばい煙発生施設の名称
- 3 ばい煙の削減 排出許容量の80%以上
- 4 ばい煙を削減する期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 光化学オキシダント及び二酸化窒素

宮城県（ ）達第 号
(住所)
(氏名)

〇〇地区の〇〇〇濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条第1項の規定に基づき〇〇〇重大警報を発令したので、同条第2項の規定により、下記のとおりばい煙発生施設の燃料使用量等の削減を命じます。

年 月 日

知 事 名

記

- 1 ばい煙発生施設の所在地
- 2 ばい煙発生施設の名称
- 3 燃料使用量等の削減量 発令時の使用量の40%以上
- 4 燃料使用量等を削減する期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

7 自動車の規制についての公安委員会への要請
オキシダント及び二酸化窒素

		第 号
		年 月 日
公安委員会 殿		
知 事 名		
自動車の運行規制について（要請）		
〇〇地区（地域）に〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、大気汚染防止法第23条第1項の規定に基づき〇〇〇〇重大警報を発令しましたので、下記理由により同条第2項の規定に基づき、道路交通法第110条の2の規定による交通の規制を要請します。		
記		
1 発令地区及び周辺の汚染の状態		
2 自動車排ガスに起因していると認める理由		
3 汚染の状態が継続すると認める理由		

8 解 除

宮城県〇〇〇〇〇	<table border="1"><tr><td>予 報</td></tr><tr><td>注 意 報</td></tr><tr><td>警 報</td></tr><tr><td>重大警報</td></tr></table>	予 報	注 意 報	警 報	重大警報	解除		
予 報								
注 意 報								
警 報								
重大警報								
さきに〇〇 <table border="1"><tr><td>地 域</td></tr><tr><td>地 区</td></tr></table>	地 域	地 区	に発令されていましたが〇〇〇〇〇	<table border="1"><tr><td>予 報</td></tr><tr><td>注 意 報</td></tr><tr><td>警 報</td></tr><tr><td>重大警報</td></tr></table> は、	予 報	注 意 報	警 報	重大警報
地 域								
地 区								
予 報								
注 意 報								
警 報								
重大警報								
（皆様の協力により）汚染状況が回復しましたので、〇〇時〇〇分解除しました。								

（注）（ ）は予報の場合削除する。